

## (見本) 政法会ホームページバナー広告掲載契約書

同志社大学政法会ホームページ内のバナー広告掲載について、同志社大学政法会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、甲のホームページにバナー広告を掲載し、そこから乙の希望するホームページ等にリンクできるようにし、乙は、そのサービスの対価として広告掲載料を支払うものとする。甲は、掲載料を同窓会活動の運営資金として使用することを目的とする。

### (掲載期間)

第2条 バナー広告の掲載期間は20××年××月××日から20××年××月末日までの1年間とする。

2 期間満了の30日前までに甲乙間で継続の意思を確認することにより、同一内容をもって1年間延長されるものとし、以後の更新についても本条項を準用するものとする。

### (広告掲載料の納付)

第3条 乙は、広告掲載料を掲載前月25日までに甲が発行する請求書により、又は自動引き落としにより支払わなければならない。

2 広告掲載料は、1年間〇,〇〇〇円とし、振込手数料は乙が負担するものとする。

### (仕様)

第4条 バナー広告の仕様及びバナー広告の掲載については、甲の指定した仕様に準ずるものとし、必要があるときは、甲乙協議の上変更することができる。

### (契約の解除)

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告を経ることなく広告掲載を一時停止し、又は契約を解除することができる。

- (1) 乙が指定する期日までに掲載するバナー広告の提出がないとき。
- (2) 乙が指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき。
- (3) 乙が甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 乙が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。
- (5) 乙の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 甲の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (7) 同志社大学政法会広告掲載内規第4条に抵触することが判明したとき

- 2 前項による契約の解除において、乙は甲に広告掲載料の返金を求めることはできない。
- 3 第2条第2項に基づいて、期間満了の30日前までに申出ることにより契約を解除する場合、乙はいったん支払った金額の返金を甲に求めることはできない。ただし、複数年度払いを行っている場合は、甲乙協議により、年単位での換算により返金を求めることができるものとする。

(責任)

第6条 乙は、広告の内容等を含め掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。また、乙における広告のリンク先は、乙の所属する会社もしくは個人・団体のホームページに限るものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させるはならない。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、この契約上知りえた相手方の秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後においても、同様とする。

(表明・保証)

第9条 甲および乙は、それぞれ自己が下記の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したときは、何ら催告を要せず即時本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）の構成員であること。
- (2) 反社会的勢力、またはそれらの構成員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (3) 相手方に対して暴力行為、脅迫行為を行うこと。
- (4) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
- (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が、前4号のいずれかに該当すること、または該当する行為を行うこと。
- (6) 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による、以下同じ。）または基本契約等の履行のために再委託する第三者が前5号のいずれかに該当すること、または該当する行為を行うこと。

- 2 甲および乙は、前項により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができない。
- 3 甲および乙は、相手方が本条第1項各号に違背することにより損害を被ったときは、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第10条 第三者から、バナー広告に関連して苦情の申立て、または損害賠償の請求等がなされた場合は、乙はその責任および負担において解決しなければならない。

(管轄裁判所)

第11条 この契約に係る訴訟の提起については、京都地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲の会則又は政法会広告掲載内規等によるものとし、これらに定めのない事項については、その都度甲乙協議してこれを定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

20××年×月××日

(甲) 京都市上京区今出川通烏丸東入 同志社大学法学部内  
同志社大学政法会  
会 長 印

(乙) 京都府京都市  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

## (見本) 政法会ホームページテキスト広告掲載契約書

同志社大学政法会ホームページ内のテキスト広告掲載について、同志社大学政法会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、甲のホームページにテキスト広告を掲載し、そこから乙の希望するホームページ等にリンクできるようにし、乙は、そのサービスの対価として広告掲載料を支払うものとする。甲は、掲載料を同窓会活動の運営資金として使用することを目的とする。

### (掲載期間)

第2条 テキスト広告の掲載期間は20××年××月××日から20××年××月末日までの1年間とする。

2 期間満了の30日前までに甲乙間で継続の意思を確認することにより、同一内容をもって1年間延長されるものとし、以後の更新についても本条項を準用するものとする。

### (広告掲載料の納付)

第3条 乙は、広告掲載料を掲載前月25日までに甲が発行する請求書により、又は自動引き落としにより支払わなければならない。

2 広告掲載料は、1年間5,000円とし、振込手数料は乙が負担するものとする。

### (仕様)

第4条 テキスト広告の仕様及びテキスト広告の掲載については、甲の指定した仕様（会社名・代表者名・卒業年）に準ずるものとし、必要があるときは、甲乙協議の上変更することができる。

### (契約の解除)

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告を経ることなく広告掲載を一時停止し、又は契約を解除することができる。

- (1) 乙が指定する期日までに掲載するテキスト広告の提出がないとき。
- (2) 乙が指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき。
- (3) 乙が甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 乙が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。
- (5) 乙の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 甲の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (7) 同志社大学政法会広告掲載内規第4条に抵触することが判明したとき

- 2 前項による契約の解除において、乙は甲に広告掲載料の返金を求めることはできない。
- 3 第2条第2項に基づいて、期間満了の30日前までに申出ることにより契約を解除する場合、乙はいったん支払った金額の返金を甲に求めることはできない。ただし、複数年度払いを行っている場合は、甲乙協議により、年単位での換算により返金を求めることができるものとする。

(責任)

第6条 乙は、広告の内容等を含め掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。また、乙における広告のリンク先は、乙の所属する会社もしくは個人・団体のホームページに限るものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、この契約上知りえた相手方の秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後においても、同様とする。

(表明・保証)

第9条 甲および乙は、それぞれ自己が下記の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したときは、何ら催告を要せず即時本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）の構成員であること。
  - (2) 反社会的勢力、またはそれらの構成員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (3) 相手方に対して暴力行為、脅迫行為を行うこと。
  - (4) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
  - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が、前4号のいずれかに該当すること、または該当する 行為を行うこと。
  - (6) 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による、以下同じ。）または基本契約等の履行のために再委託する第三者が前5号のいずれかに該当すること、または該当する行為を行うこと。
- 2 甲および乙は、前項により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができない。
  - 3 甲および乙は、相手方が本条第1項各号に違背することにより損害を被ったときは、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第10条 第三者から、テキスト広告に関連して苦情の申立て、または損害賠償の請求等がなされた場合は、乙はその責任および負担において解決しなければならない。

(管轄裁判所)

第11条 この契約に係る訴訟の提起については、京都地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲の会則又は政法会広告掲載内規等によるものとし、これらに定めのない事項については、その都度甲乙協議してこれを定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

20××年×月××日

(甲) 京都市上京区今出川通烏丸東入 同志社大学法学部内  
同志社大学政法会  
会 長 印

(乙) 京都府京都市  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印